

中華人民共和国パートナーシップ制企業法 (抄録)

2006年8月27日修正

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國パートナーシップ制企業法（抄録）

（1997年2月23日第8期全国人民代表大会常務委員会第24回会議において可決
2006年8月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第23回会議において修正）

第2章 ジェネラルパートナーシップ企業

第1節 パートナーシップ企業の設立

第16条 パートナーは、貨幣、現物、知的所有権、土地使用権或いはその他財産の権利で出資することができ、労務によって出資することもできる。

パートナーが現物、知的所有権、土地使用権或いはその他財産の権利で出資するにあたり、評価価格が必要な場合は、全パートナーの協議により確定することができ、全パートナーが法定の評価機関に依頼して評価することもできる。

パートナーが労務により出資する場合、その評価方法は全パートナーの協議で確定し、併せてパートナーシップ協定に明記する。

第3節 パートナーシップ制における実務の執行

第31条 パートナーシップ協定に別途約定のある場合を除き、パートナーシップ企業の次の事項は全パートナーの全会一致の同意を経なければならない。

- (1) パートナーシップ企業の名称を変更する。
- (2) パートナーシップ企業の経営範囲、主要な経営場所の所在地を変更する。
- (3) パートナーシップ企業の不動産を処分する。
- (4) パートナーシップ企業の知的所有権とその他財産の権利を譲渡或いは処分する。
- (5) パートナーシップ企業の名義で他人に担保を提供する。

パートナー以外のものをパートナーシップ企業の経営管理者として任命する。